



山形県公報

平成16年3月23日(火)
第1527号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                      |           |     |
|--------------------------------------|-----------|-----|
| 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... | (環境保護課)   | 345 |
| 山形県立保健医療大学大学院学則.....                 | (健康福祉企画課) | 346 |
| 山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則.....          | (同)       | 352 |
| 山形県立保健医療短期大学学則を廃止する規則.....           | (同)       | 同   |

### 告 示

|                                           |                  |     |
|-------------------------------------------|------------------|-----|
| 県議会定例会の閉会.....                            | (財政課)            | 同   |
| 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....     | (農政企画課)          | 353 |
| 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (同)              | 同   |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....                       | (村山総合支庁農村計画課)    | 同   |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                       | (同)              | 354 |
| 都市計画事業の認可の告示.....                         | (都市計画課)          | 同   |
| 環境影響評価書の縦覧.....                           | (同)              | 355 |
| 都市計画の変更.....                              | (同)              | 同   |
| 同.....                                    | (同)              | 356 |
| 同.....                                    | (同)              | 同   |
| 道路の区域の変更.....                             | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) | 357 |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....          | (出納局)            | 同   |

### 公 告

|                         |               |   |
|-------------------------|---------------|---|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (村山総合支庁企画振興課) | 同 |
|-------------------------|---------------|---|

### 正 誤

## 規 則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成16年3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 山形県規則第20号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和45年12月県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第13条の4第1項第1号中「第5条第1号」を「第35条第1号」に改め、同項第2号中「第5条第2号」を「第35条第2号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立保健医療大学大学院学則をここに公布する。

平成16年3月23日

山形県知事 高橋和雄

山形県規則第21号

山形県立保健医療大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 研究科、専攻、入学定員及び標準修業年限等（第3条 - 第5条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第6条 - 第8条）
- 第4章 入学（第9条 - 第17条）
- 第5章 教育課程、履修方法等（第18条 - 第24条）
- 第6章 修了及び学位（第25条・第26条）
- 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第27条 - 第32条）
- 第8章 賞罰（第33条・第34条）
- 第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生（第35条 - 第38条）
- 第10章 公開講座（第39条）
- 第11章 授業料等の徴収（第40条）
- 第12章 職員組織及び研究科委員会等（第41条 - 第43条）
- 第13章 委任（第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 山形県立保健医療大学の大学院（以下「本学大学院」という。）は、保健医療に関する専門性の高い教育研究を通じ、高度な知識と技術、卓越した実践能力と問題解決能力を有する質の高い人材養成を行い、病院、保健福祉施設等へ専門職として輩出することにより、本県における保健医療福祉の一層の発展を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院の教育研究活動の状況その他必要な事項について、自ら又は外部機関による点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行い、結果を公表するものとする。

2 自己評価等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 研究科、専攻、入学定員及び標準修業年限等

（研究科及び課程）

第3条 本学大学院の研究科は、保健医療学研究科（以下「研究科」という。）とし、その課程は修士課程とする。

（専攻及び定員）

第4条 研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 専攻      | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|------|------|
| 保健医療学専攻 | 12人  | 24人  |

（標準修業年限等）

第5条 本学大学院に置く修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 本学大学院において学生が在学することができる年数（以下「在学年限」という。）は、4年とする。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第8条 本学大学院における授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 学長が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 学長は前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

#### 第4章 入学

(入学の時期)

第9条 本学大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第52条の大学（以下「大学」という。）を卒業した者

(2) 法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条第1項第4号に規定する文部科学大臣の指定した者

(6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(8) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願の手続)

第11条 本学大学院に入学を志願する者は、入学志願書に学長が別に定める書類及び入学考査料を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第12条 前条の入学志願書を提出した者については、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が指定する期日までに、入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(誓約書の提出)

第14条 入学を許可された者は、誓約書に学長が別に定める書類を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(転入学)

第15条 学長は、他の大学院に現に在学する者で本学大学院に転入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第16条 学長は、本学大学院を途中で退学した者（懲戒により退学となった者を除く。）又は除籍となった者で退学又は除籍後に再び同一の専攻に入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学者等の入学の時期等)

第17条 転入学又は再入学をする者の入学の時期は、第9条の規定にかかわらず、後期の初めとすることができる。

2 転入学又は再入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限、在学年限その他転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第5章 教育課程、履修方法等

(教育方法)

第18条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」とい

う。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第19条 本学大学院において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目等)

第20条 本学大学院の授業科目の種類及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項の授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(1年間の授業期間)

第21条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位数の標準)

第22条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の標準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき学生が当該他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院又は他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位は、転入学及び再入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものを合わせて10単位を超えないものとする。

3 前2項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 修了及び学位

(修了の認定)

第25条 学長は、本学大学院に2年（転入学及び再入学をした者にあつては第17条第2項の規定により別に定められた修業年限）以上在学し、所定の授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第26条 学長は、修了を認定した者に対して、修士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第27条 疾病その他やむを得ない事情により引き続き2月以上にわたり修学することができない学生は、学長の許可を受けて休学することができる。この場合において、当該休学が疾病によるときは、医師の診断書を提出するものとする。

2 学長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認め学長が許可した場合は、1年を限度として、休学の期間を延長することができる。

4 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学の期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第28条 学生は、休学の期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその事由が消滅したときは、学長の許可

を受けて復学することができる。

（転学）

第29条 本学大学院から他の大学院等に転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第30条 外国の大学院に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第25条の在学の期間に含めることができる。

（退学）

第31条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第32条 学長は、次の各号のいずれかに該当した学生を、研究科委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第27条第3項又は第4項に規定する期間を超えて休学した者
- (3) 死亡し、又は行方不明となった者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第8章 賞罰

（表彰）

第33条 学長は、学生が表彰に値する行為を行ったときは、研究科委員会の議を経て、その者を表彰することができる。

（罰則）

第34条 学長は、学生が本学大学院の学則に違反し、又は本学大学院の学生としてふさわしくない行為を行ったときは、研究科委員会の議を経て、その者を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

（研究生）

第35条 学長は、本学大学院の学生以外の者で本学大学院において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、本学大学院の教育又は研究に支障のない限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第36条 学長は、本学大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとするもの（次条第1項に規定する者を除く。）があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講生）

第37条 学長は、一又は複数の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生には、単位を与えることができる。

3 前2項に規定するもののほか、特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第38条 学長は、我が国の大学院等において教育を受ける目的をもって入国した外国人で本学大学院に入学を志願するものがあるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 公開講座

（公開講座）



第39条 本学大学院に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第11章 授業料等の徴収

（授業料等の徴収）

第40条 本学大学院における授業料、入学料及び入学考査料は、山形県立大学の授業料等徴収条例（昭和38年3月県条例第10号）の定めるところによる。

#### 第12章 職員組織及び研究科委員会等

（職員組織）

第41条 本学大学院の職員は、山形県立保健医療大学の職員をもって充てる。

2 研究科に研究科長を置き、当該研究科の教授をもって充てる。

（研究科委員会）

第42条 研究科に、重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長、副学長、研究科の教授及び事務局長をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科長が必要と認めるときは、研究科委員会に助教授及び専任の講師を加えることができる。

4 事務局長以外の事務職員は、研究科長の要請により、研究科委員会の会議に出席し、発言することができる。

5 研究科委員会は、必要があるときは、研究科委員会の構成員以外の者に対して、研究科委員会の会議に出席し、意見を陳述することを求めることができる。

6 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本学大学院における規程の制定又は改廃に関すること。
- (2) 学生の入学、修了、退学、休学、賞罰その他学生の身分に関すること。
- (3) 教育課程、授業、試験及び単位の認定に関すること。
- (4) 学生の厚生補導に関すること。
- (5) 研究科担当教員の人事に関すること。
- (6) その他本学大学院の運営に関する重要事項に関すること。

7 全各項に規定するもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（教員会議）

第43条 本学大学院における教育研究活動について協議するため、必要に応じ、教員会議を置くことができる。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第13章 委任

（委任）

第44条 この学則の施行に関し、必要な事項は、知事の承認を得て、学長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表

| 授 業 科 目 の 名 称                             |                  | 配 当<br>年 次         | 単 位 数 |                      | 備 考              |
|-------------------------------------------|------------------|--------------------|-------|----------------------|------------------|
|                                           |                  |                    | 必 修   | 選 択                  |                  |
| 共<br>通<br>科<br>目                          | 保健医療学研究法         | 1                  |       | 2                    | 選<br>択<br>4単位以上  |
|                                           | 保健医療倫理学特論        | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 医療科学特論           | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 保健医療システム特論       | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 医療組織経済学特論        | 1                  |       | 2                    |                  |
| 専<br>門<br>支<br>持<br>科<br>目                | 看護学研究法特論         | 1                  |       | 2                    | 選<br>択<br>4単位以上  |
|                                           | 看護学理論特論          | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 健康政策・関係法特論       | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 原著講読特論           | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 生体機能看護学特論        | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 臨床動作解析学特論        | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 発達障害理学療法学特論      | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 理学療法臨床推論特論       | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 精神障害作業療法学特論      | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 身体障害作業療法学特論      | 1                  |       | 2                    |                  |
|                                           | 老年期障害作業療法学特論     | 1                  |       | 2                    |                  |
| 生活援助工学特論                                  | 1                |                    | 2     |                      |                  |
| 地域リハビリテーション学特論                            | 1                |                    | 2     |                      |                  |
| 看<br>護<br>学<br>専<br>門<br>分<br>野           | 基礎看護学領域          | 基礎看護学特論            | 1     | 2                    | 選<br>択<br>12単位以上 |
|                                           |                  | 基礎看護学特論演習          | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           |                  | 看護管理現任教育特論         | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 看護管理現任教育特論演習       | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           | 母性看護学領域          | 母性看護学特論            | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 母性看護学特論演習          | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           |                  | 周産期看護学特論           | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 周産期看護学特論演習         | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           | 地域・高齢者看護学領域      | 地域保健行政看護学特論        | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 地域保健行政看護学特論演習      | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           |                  | 家族・在宅看護学特論         | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 家族・在宅看護学特論演習       | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           | 高年齢者看護学領域        | 高年齢者看護学特論          | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 高年齢者看護学特論演習        | 1～2   | 4                    |                  |
| 看護学特別研究                                   | 1～2              |                    | 10    | 看護学分野において、選択必修10単位   |                  |
| 理<br>学<br>療<br>法<br>学<br>専<br>門<br>分<br>野 | 基礎理学療法学領域        | 運動解析学特論            | 1     | 2                    | 選<br>択<br>12単位以上 |
|                                           |                  | 運動解析学特論演習          | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           |                  | 運動生理学特論            | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 運動生理学特論演習          | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           | 臨床理学療法学領域        | 運動機能理学療法学特論        | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 運動機能理学療法学特論演習      | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           |                  | 神経機能理学療法学特論        | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 神経機能理学療法学特論演習      | 1～2   | 4                    |                  |
|                                           | 運動障害リハビリテーション学領域 | 運動障害リハビリテーション学特論   | 1     | 2                    |                  |
|                                           |                  | 運動障害リハビリテーション学特論演習 | 1～2   | 4                    |                  |
| 理学療法学特別研究                                 | 1～2              |                    | 10    | 理学療法学分野において、選択必修10単位 |                  |

|                                 |                                           |                    |     |  |    |                      |                          |
|---------------------------------|-------------------------------------------|--------------------|-----|--|----|----------------------|--------------------------|
| 作<br>業<br>療<br>法<br>学<br>分<br>野 | 臨<br>床<br>作<br>業<br>療<br>法<br>学<br>領<br>域 | 神経障害リハビリテーション学特論   | 1   |  | 2  | 選<br>択<br><br>12単位以上 |                          |
|                                 |                                           | 神経障害リハビリテーション学特論演習 | 1～2 |  | 4  |                      |                          |
|                                 |                                           | 作業活動解析学特論          | 1   |  | 2  |                      |                          |
|                                 |                                           | 作業活動解析学特論演習        | 1～2 |  | 4  |                      |                          |
|                                 | 発<br>達<br>作<br>業<br>療<br>法<br>学<br>領<br>域 | 発達過程作業療法学特論        | 1   |  | 2  |                      |                          |
|                                 |                                           | 発達過程作業療法学特論演習      | 1～2 |  | 4  |                      |                          |
|                                 |                                           | 作業療育学特論            | 1   |  | 2  |                      |                          |
|                                 |                                           | 作業療育学特論演習          | 1～2 |  | 4  |                      |                          |
|                                 |                                           | 作業療法学特別研究          | 1～2 |  | 10 |                      | 作業療法学分野において、<br>選択必修10単位 |

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県規則第22号

山形県立保健医療大学学則の一部を改正する規則

山形県立保健医療大学学則（平成12年 3月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（大学院）

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

第29条を次のように改める。

第29条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第41条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附則第3項中「平成16年 3月31日」を「平成21年 3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

山形県立保健医療短期大学学則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年 3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 山形県規則第23号

山形県立保健医療短期大学学則を廃止する規則

山形県立保健医療短期大学学則（平成 9年 3月県規則第28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

## 告 示

#### 山形県告示第337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成16年 2月19日招集した山形県議会定例会は、同年 3月16日閉会した。

平成16年 3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄



山形県告示第338号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程（昭和48年6月県告示第796号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「年0.10パーセント」を「 - 」に、「年1.25パーセント」を「年1.15パーセント」に、「年0.40パーセント」を「年0.30パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成16年2月19日から適用する。
- 2 平成16年2月19日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規程にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第339号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程（平成4年6月県告示第729号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「年0.35パーセント」を「年0.30パーセント」に改め、同号ロ中「年0.15パーセント」を「年0.10パーセント」に改め、同項第2号イ中「年0.35パーセント」を「年0.30パーセント」に改め、同号ロ中「年2.75パーセント」を「年2.65パーセント」に、「年0.15パーセント」を「年0.10パーセント」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成16年2月19日から適用する。

山形県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成16年3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所       |
|----------|-----------|-----------|
| 理 事      | 山 口 藤 雄   | 山形県蔵王成沢85 |
| 同        | 山 口 孝     | 同 47      |
| 同        | 庄 司 久 男   | 同 165     |
| 同        | 菊 地 正 雄   | 同 142     |
| 同        | 長 岡 久 雄   | 同 168     |
| 同        | 奥 山 昭 助   | 同 564 - 3 |
| 同        | 荒 井 新 一   | 同 1084    |
| 同        | 長 岡 己 一 郎 | 同 110     |

|    |       |   |        |
|----|-------|---|--------|
| 同  | 荒井吉蔵  | 同 | 蔵王山田49 |
| 同  | 荒井静夫  | 同 | 39     |
| 監事 | 須田喜寛  | 同 | 蔵王成沢53 |
| 同  | 伊藤富士雄 | 同 | 107    |

## 山形県告示第341号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、成沢土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成16年3月23日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所        |
|----------|-------|-----------|
| 理事       | 山口藤雄  | 山形県蔵王成沢85 |
| 同        | 菊地正雄  | 同 142     |
| 同        | 庄司久男  | 同 165     |
| 同        | 奥山昭助  | 同 564 - 3 |
| 同        | 長岡久雄  | 同 168     |
| 同        | 荒井新一  | 同 1084    |
| 同        | 山口孝一  | 同 47      |
| 同        | 山口恒夫  | 同 68      |
| 同        | 荒井吉蔵  | 同 蔵王山田49  |
| 同        | 荒井貞雄  | 同 70      |
| 監事       | 須田喜寛  | 同 蔵王成沢53  |
| 同        | 伊藤富士雄 | 同 107     |

## 山形県告示第342号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による告示があった。

平成16年3月23日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・207号山形老野森線

- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在  
(1) 収用の部分 天童市一日町一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに五日町一丁目及び二丁目地内  
(2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成16年3月10日 東北地方整備局告示第15号

## 山形県告示第343号

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第21条第2項の規定により、次の都市計画対象事業について環境影響評価書を作成したので、縦覧に供する。

平成16年3月23日

山形県知事 高橋和雄

- 1 都市計画対象事業の名称、種類及び規模  
(1) 名称 酒田都市計画道路1・3・1号酒田余目線及び3・2・3号酒田余目線  
(2) 種類 一般国道の改築  
(3) 規模 4車線、延長約13キロメートル
- 2 都市計画決定権者の名称  
山形県
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域  
酒田市、東田川郡余目町及び飽海郡平田町の区域
- 4 関係地域の範囲  
酒田市、東田川郡余目町、同郡藤島町、同郡三川町、飽海郡松山町及び同郡平田町の区域
- 5 環境影響評価書の縦覧の場所、期間及び時間  
(1) 場所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所、余目町役場、藤島町役場、三川町役場、松山町役場及び平田町役場並びに国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所  
(2) 期間 平成16年3月24日から同年4月23日まで  
(3) 時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課においては、平成16年3月24日から同年3月31日の期間中は午前8時45分から午後5時15分まで。

## 山形県告示第344号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月23日

山形県知事 高橋和雄

- 1 都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 酒田都市計画道路  
(2) 名称 1・3・1号酒田余目線及び3・2・3号酒田余目線
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
(1) 1・3・1号酒田余目線  
イ 追加する部分 酒田市大字大野新田字村南、大字大町字大野、大字小牧字北五丁野及び字西畑、大字新堀字石巻、字船附、字木船及び字前岡、大字門田字錦並びに大字局字東田、東田川郡余目町大字跡字西田、字殿腰、字西畑及び字菖蒲田、大字余目字山谷、字竹畑、字前田元、字西田、字鳥打、字上神田、字南田及び字大南田、大字茗荷瀬字北谷地及び字上谷地、大字払田字八間、大字常万字町田、字谷地田及び向田並びに大字余目新田字堰下及び字前田並びに飽海郡平田町大字砂超越字元禄、字大野下川原及び字下川原地内  
ロ 削除する部分 なし  
(2) 3・2・3号酒田余目線

イ 追加する部分 酒田市東町一丁目及び二丁目、東大町三丁目、四ツ興屋、大字大町字上割及び字大野、大字遊摺部字千代世並びに大字大野新田字高野場及び字村南地内

ロ 削除する部分 なし

### 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

#### 山形県告示第345号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 酒田市都市計画道路

(2) 名称 3・2・1号宮海藤塚線、3・2・2号豊里十里塚線、3・3・1号大浜宮海線、3・3・3号宮海広野線、3・3・4号本町東大町線、3・3・5号寿町船場町線、3・3・6号広田余目線、3・4・1号岸壁宮海線、3・4・5号酒田駅築港線、3・4・6号光ヶ丘吉田新田線、3・4・8号大浜小牧線、3・4・9号酒田駅大多新田線、3・4・16号中央実生橋線及び3・5・2号光ヶ丘古湊線

#### 2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 3・3・4号本町東大町線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 酒田市東町一丁目、東町二丁目、東大町三丁目、四ツ興野、大字大町字上割及び字大野、大字遊摺部字千代世並びに大字大野新田字高野場及び字村南地内

(2) 3・4・8号大浜小牧線

イ 追加する部分 酒田市大字遊摺部字村立、字南畑及び南五丁野、大字小牧字南五丁野、字北五丁野及び字西畑並びに飽海郡平田町大字砂越字下川原地内

ロ 削除する部分 なし

(3) (1)及び(2)以外の12路線

イ 追加する部分 なし

ロ 削除する部分 なし

### 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

#### 山形県告示第346号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 余目都市計画道路

(2) 名称 3・4・1号常万廿六木線、3・4・2号余目新田跡線、3・4・3号南口庄内橋線、3・4・4号南口榎木線、3・5・1号余目駅梵天塚線及び3・6・1号上朝丸跡線

#### 2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 3・4・2号余目新田跡線

イ 追加する部分 酒田市大字新堀字前岡並びに東田川郡余目町大字廻館字下川前及び字岡崎、大字余目新田字前田、大字常万字向田及び字谷地田、大字余目字前田元並びに大字跡字西畑、字西田及び字殿腰

ロ 削除する部分 東田川郡余目町大字廻館字下川前、大字余目新田字前田、大字余目字前田元並びに大字跡字菖蒲田、字西畑、字西田及び字殿腰地内

(2) (1)以外の5路線

- イ 追加する部分 なし
- ロ 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成16年3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小国停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|---------------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 西置賜郡小国町大字岩井沢字御筒屋裏848番4から<br>同 大字緑町字三丁目31番まで | 旧    | 15.0メートル<br>10.5 | メートル<br>345 |
| 西置賜郡小国町大字岩井沢字御筒屋裏848番9から<br>同 大字緑町字三丁目31番まで | 新    | 15.0メートル<br>10.5 | メートル<br>333 |

山形県告示第348号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

|       |        |                      |     |     |   |
|-------|--------|----------------------|-----|-----|---|
| 別表第6中 | 〃 本庄支店 | 〃 皆沢字鶴巻<br>850番地     | 〃 〃 | 〃 〃 | を |
|       | 〃 東支店  | 〃 須田板字下新<br>田785番地の1 | 〃 〃 | 〃 〃 |   |
|       | 〃 宮生支店 | 〃 下生居533番<br>地       | 〃 〃 | 〃 〃 |   |

|        |                     |     |     |    |
|--------|---------------------|-----|-----|----|
| 〃 宮川支店 | 〃 相生字下御前<br>殿1159番5 | 〃 〃 | 〃 〃 | に、 |
|--------|---------------------|-----|-----|----|

|        |                     |     |     |   |
|--------|---------------------|-----|-----|---|
| 〃 葉山支店 | 〃 大字湯野沢<br>1749番地の9 | 〃 〃 | 〃 〃 | を |
| 〃 岩野支店 | 〃 大字岩野773<br>番地の1   | 〃 〃 | 〃 〃 |   |

|        |                     |     |     |    |
|--------|---------------------|-----|-----|----|
| 〃 葉山支店 | 〃 大字湯野沢<br>1749番地の9 | 〃 〃 | 〃 〃 | に、 |
|--------|---------------------|-----|-----|----|

|        |                       |     |     |
|--------|-----------------------|-----|-----|
| 〃 清川支所 | 〃 〃 大字清川<br>字花崎16番地の3 | 〃 〃 | 〃 〃 |
|--------|-----------------------|-----|-----|

|       |                     |     |     |
|-------|---------------------|-----|-----|
| 立谷沢支所 | 大字肝煎<br>字福地山本53番地の1 | " " | " " |
| 第1支所  | 余目町大字南<br>野字西野8番の3  | " " | " " |
| 第2支所  | 大字前田<br>野目字北浦地20番地  | " " | " " |

を

|      |                    |     |     |
|------|--------------------|-----|-----|
| 第1支所 | 余目町大字南<br>野字西野8番の3 | " " | " " |
|------|--------------------|-----|-----|

に、

|       |                               |     |     |
|-------|-------------------------------|-----|-----|
| 大網支所  | 大字大網<br>字門田41番地               | " " | " " |
| 大泉支所  | 大字上田<br>澤字中明10番地              | " " | " " |
| 温海支所  | 西田川郡温海町大字<br>湯温海字湯之里284<br>番地 | " " | " " |
| 福栄支所  | 大字<br>木野俣字前川原105<br>番地1       | " " | " " |
| 念珠関支所 | 鼠ヶ<br>関字興屋2番地3                | " " | " " |
| 山戸支所  | 大字<br>山五十川字木ノ下<br>372番地5      | " " | " " |

を

|       |                               |     |     |
|-------|-------------------------------|-----|-----|
| 温海支所  | 西田川郡温海町大字<br>湯温海字湯之里284<br>番地 | " " | " " |
| 念珠関支所 | 鼠ヶ<br>関字興屋2番地3                | " " | " " |

に改める。

附 則

この規程は、平成16年 3月29日から施行する。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成16年 3月23日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 3月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 まごころサービスさくらんぼ
  - (2) 代表者の氏名  
松村 八ツ
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県寒河江市本町二丁目 8 番 3 号
  - (4) 定款に記載された目的



この法人は、一般市民を対象に、「明るく・楽しく・誠実に」をモットーとし、助け合いの精神を基に、サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力し合って創造的な福祉サービスを提供し、享受され、望ましい地域社会づくりをめざしつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号   | ページ  | 行     | 誤                                                                             | 正                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------|--------------|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15.11.14 | 第1492号       | 1278 | 1     | 「 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">防 災 山 形 土 木</span> 」に、 | 「 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">防 災 山 形 土 木</span> 」に、<br>「 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土 木 部 河 川 課 長</span> 」を<br>「 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">土 木 部 河 川 砂 防 課 長</span> 」に、 |
| 同          | 11.21 第1494号 | 1302 | 31    | 722 - 1                                                                       | 772 - 1                                                                                                                                                                                                                                                |
| 平成16. 3. 9 | 第1523号       | 265  | 下から20 | 最上郡向町大字向町字向町<br>572番から                                                        | 最上郡最上町大字向町字向<br>町572番から                                                                                                                                                                                                                                |
| 同          | 同            | 同    | 下から18 | 最上郡向町大字向町字熊ノ<br>前107番3から                                                      | 最上郡最上町大字向町字熊<br>ノ前107番3から                                                                                                                                                                                                                              |

平成16年3月23日印刷  
平成16年3月23日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056